

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策疫学・統計解析委員会設置要綱

(目的)

第1条 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策疫学・統計解析委員会(以下「疫学・統計解析委員会」という。)は、沖縄県(以下「県」という。)が本県における新型コロナウイルスに関する対策を企画立案する際に必要となる疫学・統計解析にかかる知見を得ることを目的として設置する。

(構成員)

第2条 疫学・統計解析委員会の構成員は、沖縄県知事(以下「知事」という。)が決定する。

2 構成員の決定手続等については、知事が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第3条 疫学・統計解析委員会に委員長及び副委員長をおく。

2 委員長は、構成員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

(意見聴取事項)

第4条 疫学・統計解析委員会において知事が意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症患者のデータ及び沖縄県内のクラスター発生状況を基にした疫学・統計解析

(2) 疫学・統計解析の結果に対する考察

(3) その他第1条の目的を達するために必要な事項

(会議の開催)

第5条 疫学・統計解析委員会の開催は、知事が通知する。

2 知事は、疫学・統計解析委員会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。

(1) 疫学・統計解析委員会の開催日時及び場所

(2) 知事が意見を聴取する事項

3 知事は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(議事進行)

第6条 疫学・統計解析委員会の議事進行は、委員長が行う。

2 委員長が出席できない場合の議事進行は、副委員長が行う。

(個人情報の取扱)

第7条 構成員は、第4条に規定する事項について意見表明を行うにあたり、必要となる範囲に限り、医療機関等が所有する個人情報を取り扱うことができる。

2 構成員は、個人情報の取扱について、別記「個人情報取扱特記事項」に定める規

定に従うものとする。

(守秘義務)

第8条 構成員は、職務を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、県が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第9条 疫学・統計解析委員会に係る庶務は、保健医療部ワクチン接種等戦略課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、疫学・統計解析委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月7日から施行する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 構成員は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、疫学・統計解析委員会による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 構成員は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この疫学・統計解析委員会が終了した後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 構成員は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 構成員は、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 構成員は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 構成員は、県の承諾があるときを除き、業務を行うために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。